

託送供給等約款（認可申請）（東京電力パワーグリッド株式会社）	託送供給等約款（補正申請）（東京電力パワーグリッド株式会社）
<p style="text-align: center;">Ⅱ 契約の申込み</p> <p>15 供給および契約の単位</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 発電量調整供給の場合、当社は、原則として、あらかじめ定めた発電場所（発電場所が複数ある場合は、同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものとしたします。）および発電バランスグループについて、1 発電量調整供給契約を結びます。</p> <p>なお、低圧の受電地点に係る発電場所および当社が指定する系統運用上必要な調整機能を有する発電設備であって別途当社と調整に関する契約を締結する設備（以下「調整電源」といいます。）に該当する発電場所は、原則として1 発電バランスグループに属するものとしたします。この場合、調整電源に該当する発電場所は、原則として発電場所ごとに発電バランスグループを設定していただきます。</p> <p>また、再生可能エネルギー発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法〔以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。〕第2条第3項に定める再生可能エネルギー発電設備をいいます。）の受電地点に係る発電場所が発電バランスグループに含まれる場合は、次のとおりとしたします。</p> <p>イ 回避可能費用単価（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則〔以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。〕に定める回避可能費用単価をいいます。）が卸電力取引所が公表する額となる再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の再生可能エネルギー発電設備とが共に含まれないように発電バランスグループを設定していただきます。また、附則6（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）<del>(4)まで適用される</del>インバンスリスク単価（再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定めるインバンスリスクに係る単価をいいます。）が異なる再生可能エネルギー発電設備をあわせて使用されるときは、同一の再生可能エネルギー特別措置法第2条第5項に定める特定契約（以下「特定契約」といいます。）に係って受電する電気のみに係る発電バランスグループ（以下「特例発電バランスグループ」といいます。）に含まれる再生可能エネルギー発電設備に適用されるインバンスリスク単価が同一となるように特例発電バランスグループを設定していただきます。</p> <p>ロ 附則6（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）<del>(4)</del>の適用を受ける再生可能エネルギー発電設備の受電地点に係る発電場所は、発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等が異なる複数のバランスグループに属することはできないものとしたします。</p> <p>ハ 再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき受電する場合、再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき受電する再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の再生可能エネルギー発電設備とが共に含まれないように発電バランスグループを設定していただきます。この場合、再生可能エネルギー電気卸供給約款に係る発電場所は、1 発電量調整供給契約に属するものとしたします。</p> <p>(5) 需要抑制量調整供給の場合～（略）</p>	<p style="text-align: center;">Ⅱ 契約の申込み</p> <p>15 供給および契約の単位</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 発電量調整供給の場合、当社は、原則として、あらかじめ定めた発電場所（発電場所が複数ある場合は、同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものとしたします。）および発電バランスグループについて、1 発電量調整供給契約を結びます。</p> <p>なお、低圧の受電地点に係る発電場所および当社が指定する系統運用上必要な調整機能を有する発電設備であって別途当社と調整に関する契約を締結する設備（以下「調整電源」といいます。）に該当する発電場所は、原則として1 発電バランスグループに属するものとしたします。この場合、調整電源に該当する発電場所は、原則として発電場所ごとに発電バランスグループを設定していただきます。</p> <p>また、再生可能エネルギー発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法〔以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。〕第2条第3項に定める再生可能エネルギー発電設備をいいます。）の受電地点に係る発電場所が発電バランスグループに含まれる場合は、次のとおりとしたします。</p> <p>イ 回避可能費用単価（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則〔以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。〕に定める回避可能費用単価をいいます。）が卸電力取引所が公表する額となる再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の再生可能エネルギー発電設備とが共に含まれないように発電バランスグループを設定していただきます。また、附則6（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）<del>(5)または(6)に該当する場合</del>、インバンスリスク単価（再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定めるインバンスリスクに係る単価をいいます。）が異なる再生可能エネルギー発電設備をあわせて使用されるときは、同一の再生可能エネルギー特別措置法第2条第5項に定める特定契約（以下「特定契約」といいます。）に係って受電する電気のみに係る発電バランスグループ（以下「特例発電バランスグループ」といいます。）に含まれる再生可能エネルギー発電設備に適用されるインバンスリスク単価が同一となるように特例発電バランスグループを設定していただきます。</p> <p>ロ 附則6（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）<del>(5)</del>の適用を受ける再生可能エネルギー発電設備の受電地点に係る発電場所は、<u>原則として</u>発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等が異なる複数のバランスグループに属することはできないものとしたします。</p> <p>ハ <u>当社または特定送配電事業者の</u>再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき <u>指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達</u>する場合、<u>当社または特定送配電事業者の</u>再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき <u>指定した</u>再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の再生可能エネルギー発電設備とが共に含まれないように発電バランスグループを設定していただきます。この場合、再生可能エネルギー電気卸供給約款に係る発電場所は、1 発電量調整供給契約に属するものとしたします。</p> <p>(5) 需要抑制量調整供給の場合～（略）</p>

託送供給等約款（認可申請）（東京電力パワーグリッド株式会社）	託送供給等約款（補正申請）（東京電力パワーグリッド株式会社）
<p style="text-align: center;">Ⅲ 料 金</p> <p>22 発電量調整受電計画差対応電力</p> <p>(1) 適用 (略)</p> <p>(2) 発電量調整受電計画差対応電力</p> <p>イ 発電量調整受電計画差対応補給電力</p> <p>(イ) 適用範囲</p> <p>(ロ) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金</p> <p>(ハ) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価</p> <p>発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は、<del>電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第三条第一項の規定に基づき一般送配電事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令（以下「託送供給等約款料金算定省令」といいます。）第26条</del>にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。</p> <p>ロ 発電量調整受電計画差対応余剰電力</p> <p>(イ) 適用範囲</p> <p>(ロ) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金</p> <p>(ハ) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価</p> <p>発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は、託送供給等約款料金算定<del>省令</del>第26条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。</p>	<p style="text-align: center;">Ⅲ 料 金</p> <p>22 発電量調整受電計画差対応電力</p> <p>(1) 適用 (略)</p> <p>(2) 発電量調整受電計画差対応電力</p> <p>イ 発電量調整受電計画差対応補給電力</p> <p>(イ) 適用範囲</p> <p>(ロ) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金</p> <p>(ハ) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価</p> <p>発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は、<u>一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（以下「託送供給等約款料金算定規則」といいます。）第27条</u>にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。</p> <p>ロ 発電量調整受電計画差対応余剰電力</p> <p>(イ) 適用範囲</p> <p>(ロ) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金</p> <p>(ハ) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価</p> <p>発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は、託送供給等約款料金算定<del>省令</del><u>規則</u>第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。</p>
<p>23 接続対象計画差対応電力</p> <p>(1) 適用</p> <p>(2) 接続対象計画差対応電力</p> <p>イ 接続対象計画差対応補給電力</p> <p>(イ) 適用範囲</p> <p>(ロ) 接続対象計画差対応補給電力料金</p> <p>(ハ) 接続対象計画差対応補給電力料金単価</p> <p>接続対象計画差対応補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定<del>省令</del>第26条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。</p> <p>ロ 接続対象計画差対応余剰電力</p> <p>(イ) 適用範囲</p> <p>(ロ) 接続対象計画差対応余剰電力料金</p> <p>(ハ) 接続対象計画差対応余剰電力料金単価</p> <p>接続対象計画差対応余剰電力料金単価は、託送供給等約款料金算定<del>省令</del>第26条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。</p>	<p>23 接続対象計画差対応電力</p> <p>(1) 適用</p> <p>(2) 接続対象計画差対応電力</p> <p>イ 接続対象計画差対応補給電力</p> <p>(イ) 適用範囲</p> <p>(ロ) 接続対象計画差対応補給電力料金</p> <p>(ハ) 接続対象計画差対応補給電力料金単価</p> <p>接続対象計画差対応補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定<del>省令</del><u>規則</u>第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。</p> <p>ロ 接続対象計画差対応余剰電力</p> <p>(イ) 適用範囲</p> <p>(ロ) 接続対象計画差対応余剰電力料金</p> <p>(ハ) 接続対象計画差対応余剰電力料金単価</p> <p>接続対象計画差対応余剰電力料金単価は、託送供給等約款料金算定<del>省令</del><u>規則</u>第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。</p>
<p>24 需要抑制量調整受電計画差対応電力</p> <p>(1) 適用</p> <p>(2) 需要抑制量調整受電計画差対応電力</p> <p>イ 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力</p>	<p>24 需要抑制量調整受電計画差対応電力</p> <p>(1) 適用</p> <p>(2) 需要抑制量調整受電計画差対応電力</p> <p>イ 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力</p>

<p>(イ) 適用範囲</p> <p>(ロ) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金</p> <p>(ハ) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価</p> <p>需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定省令第26条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。</p> <p>ロ 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力</p> <p>(イ) 適用範囲</p> <p>(ロ) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金</p> <p>(ハ) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価</p> <p>需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は、託送供給等約款料金算定省令第26条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。</p>	<p>(イ) 適用範囲</p> <p>(ロ) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金</p> <p>(ハ) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価</p> <p>需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。</p> <p>ロ 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力</p> <p>(イ) 適用範囲</p> <p>(ロ) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金</p> <p>(ハ) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価</p> <p>需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。</p>
<p><b>25 給電指令時補給電力</b></p> <p>(1) 契約者に係る給電指令時補給電力料金</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>ロ 給電指令時補給電力料金</p> <p>ハ 給電指令時補給電力量</p> <p>ニ 給電指令時補給電力料金単価</p> <p>給電指令時補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定省令第26条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。</p> <p>(2) 発電契約者に係る給電指令時補給電力料金</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>ロ 給電指令時補給電力料金</p> <p>ハ 給電指令時補給電力量</p> <p>ニ 給電指令時補給電力料金単価</p> <p>給電指令時補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定省令第26条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。ただし、当社が指定する要件を有する発電設備であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備については、当該契約によるものといたします。</p>	<p><b>25 給電指令時補給電力</b></p> <p>(1) 契約者に係る給電指令時補給電力料金</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>ロ 給電指令時補給電力料金</p> <p>ハ 給電指令時補給電力量</p> <p>ニ 給電指令時補給電力料金単価</p> <p>給電指令時補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。</p> <p>(2) 発電契約者に係る給電指令時補給電力料金</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>ロ 給電指令時補給電力料金</p> <p>ハ 給電指令時補給電力量</p> <p>ニ 給電指令時補給電力料金単価</p> <p>給電指令時補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。ただし、当社が指定する要件を有する発電設備であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備については、当該契約によるものといたします。</p>

託送供給等約款（認可申請）（東京電力パワーグリッド株式会社）	託送供給等約款（補正申請）（東京電力パワーグリッド株式会社）
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>6 発電量調整供給契約についての特別措置 [再生可能エネルギー発電設備]</p> <p>(1) 契約者が特定契約を締結している場合（附則12 [契約の要件等についての特別措置] の適用を受ける場合を除きます。）は、原則として、契約者との間で発電量調整供給契約を締結し、特例発電バランシンググループを設定していただきます。</p> <p>(2) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において、発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込み在先立ち、契約者は、受電地点特定番号を明らかにして、申込書（当社所定の様式により）により、受電側接続検討の申込みをしていただきます。</p> <p>(3) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において、発電者が特定契約を締結する電気事業者の変更を希望され、当該発電者に係る発電量調整供給契約を変更するときは、当社は、50（契約の変更）(3)に準じて契約を変更していただくことがあります。</p> <p>(4) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において、契約者が希望されるときは、契約者の指定する発電バランシンググループ（当該発電バランシンググループにおける特定契約が平成28年4月1日以降に締結され、かつ、再生可能エネルギー特別措置法第2条第4項第5号に定めるバイオマス変換する認定発電設備（以下「バイオマス発電設備」といいます。）であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第6条第3号に定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。</p> <p>イ 8（契約の要件）(2)イは、適用いたしません。</p> <p>ロ 発電量調整供給に係る料金は、18（料金）(2)にかかわらず、18（料金）(2)に定める料金およびホにより算定されるインバランスリスク料といたします。</p> <p>ハ 特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給の料金単価は、22（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)およびロ(ハ)にかかわらず、託送供給等約款料金算定省令第28条（卸電力取引所が公表する額に限り）にもとづき、30分ごとに算定される金額といたします。</p> <p>この場合、22（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ロ)およびロ(ロ)にかかわらず、発電量調整受電計画差対応補給電力料金は、特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググループに係る発電量調整供給について、それぞれ22（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ロ)に準じて算定したものの合計とし、発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は、特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググループに係る発電量調整供給について、それぞれ22（発電量調整受電計画差対応電力）(2)ロ(ロ)に準じて算定したものの合計といたします。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>6 発電量調整供給契約についての特別措置 [再生可能エネルギー発電設備]</p> <p>(1) 契約者が特定契約を締結している場合（附則12 [契約の要件等についての特別措置] の適用を受ける場合を除きます。）<u>もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は、原則として、契約者または特定送配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し、特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合、契約者が締結する特定契約に係る発電場所、特定送配電事業者が締結する特定契約に係る発電場所および当社との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電場所は、同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。</u></p> <p>(2) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において、発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込み在先立ち、契約者（<u>当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結する契約者を除きます。</u>）<u>または特定送配電事業者は、受電地点特定番号を明らかにして、申込書（当社所定の様式により）により、受電側接続検討の申込みをしていただきます。</u></p> <p>(3) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において、発電者が特定契約を締結する電気事業者の変更を希望され、<u>または契約者が当社もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約の変更を希望されることにもない</u>当該発電者に係る発電量調整供給契約を変更するときは、当社は、50（契約の変更）(3)に準じて契約を変更していただくことがあります。</p> <p>(4) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において、<u>契約者が特定送配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達することを希望されるときは、契約者は、当社が受電地点において発電量調整供給を行なう際に必要となる事項について、特定送配電事業者が当社に通知する旨を承諾した文書を提出していただきます。</u></p> <p>(5) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において、契約者（<u>特定送配電事業者が契約者となる場合を除きます。</u>）が希望されるときは、契約者の指定する発電バランシンググループ（当該発電バランシンググループにおける特定契約が平成28年4月1日以降に締結され、かつ、再生可能エネルギー特別措置法第2条第4項第5号に定めるバイオマス変換する認定発電設備（以下「バイオマス発電設備」といいます。）であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第8号に定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。</p> <p>イ 8（契約の要件）(2)イは、適用いたしません。</p> <p>ロ 発電量調整供給に係る料金は、18（料金）(2)にかかわらず、18（料金）(2)に定める料金およびホにより算定されるインバランスリスク料といたします。<u>ただし、契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は、インバランスリスク料は申し受けません。</u></p> <p>ハ 特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給の料金単価は、22（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)およびロ(ハ)にかかわらず、託送供給等約款料金算定規則第29条（卸電力取引所が公表する額に限り）にもとづき、30分ごとに算定される金額といたします。</p> <p><u>ただし、契約者が特定契約を締結している場合の特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給の料金単価は、22（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)およびロ(ハ)にかかわらず、託送供給等約款料金算定規則附則第3条（卸電力取引所が公表する額に限り）にもとづき、30分ごとに算定される金額といたします。</u></p> <p>この場合、22（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ロ)およびロ(ロ)にかかわらず、発電量調整受電計画差対応補給電力料金は、特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググループに係る発電量調整供給について、それぞれ22（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ロ)に準じて算定したものの合計とし、発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は、特例発電バランシ</p>

ニ 特例発電バラシググループに係る給電指令時補給電力料金単価は、25（給電指令時補給電力）(2)ニにかかわらず、託送供給等約款料金算定省令第28条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき、30分ごとに算定される金額といたします。

この場合、25（給電指令時補給電力）(2)ロにかかわらず、給電指令時補給電力料金は、特例発電バラシググループに係る補給およびその他の発電バラシググループに係る補給について、それぞれ25（給電指令時補給電力）(2)ロに準じて算定したものの合計といたします。

ホ インバランスリスク料は、特例発電バラシググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

ヘ インバランスリスク料について必要となるその他の事項については、発電量調整受電計画差対応補給電力料金に準じて次の各項によるものといたします。

- (イ) 28（料金の算定期間）
- (ロ) 32（料金の算定）
- (ハ) 33（支払義務の発生および支払期日）
- (ニ) 34（料金その他の支払方法）
- (ホ) 35（保証金）
- (ヘ) 47（違約金）
- (ト) 54（解約等）

ト 当社は、30分ごとの特定契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し、原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後4時までに契約者に通知いたします。

なお、契約者は、発電量調整供給の実施に先だち、当該発電量調整受電計画電力量にもとづき発電計画を所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

また、必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要な事項に関する文書を当社に提出していただきます。

チ トで定めた計画を変更する必要がある場合には、すみやかに当社に通知していただきます。

リ この料金その他の供給条件の適用を開始した後1年間はこの料金その他の供給条件の適用を継続していただきます。また、この料金その他の供給条件の適用を終了した後1年間はこの料金その他の供給条件を適用いたしません。

ンググループに係る発電量調整供給およびその他の発電バラシググループに係る発電量調整供給について、それぞれ22（発電量調整受電計画差対応電力）(2)ロ(ロ)に準じて算定したものの合計といたします。

ニ 特例発電バラシググループに係る給電指令時補給電力料金単価は、25（給電指令時補給電力）(2)ニにかかわらず、託送供給等約款料金算定規則第29条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき、30分ごとに算定される金額といたします。

ただし、契約者が特定契約を締結している場合の特例発電バラシググループに係る給電指令時補給電力料金単価は、25（給電指令時補給電力）(2)ニにかかわらず、託送供給等約款料金算定規則附則第3条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき、30分ごとに算定される金額といたします。

この場合、25（給電指令時補給電力）(2)ロにかかわらず、給電指令時補給電力料金は、特例発電バラシググループに係る補給およびその他の発電バラシググループに係る補給について、それぞれ25（給電指令時補給電力）(2)ロに準じて算定したものの合計といたします。

ホ インバランスリスク料は、特例発電バラシググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

ヘ インバランスリスク料について必要となるその他の事項については、発電量調整受電計画差対応補給電力料金に準じて次の各項によるものといたします。

- (イ) 28（料金の算定期間）
- (ロ) 32（料金の算定）
- (ハ) 33（支払義務の発生および支払期日）
- (ニ) 34（料金その他の支払方法）
- (ホ) 35（保証金）
- (ヘ) 47（違約金）
- (ト) 54（解約等）

ト 当社は、30分ごとの契約者が締結する特定契約または当社もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し、原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後4時までに契約者に通知いたします。

なお、契約者は、発電量調整供給の実施に先だち、当該発電量調整受電計画電力量にもとづき発電計画を所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

また、必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要な事項に関する文書を当社に提出していただきます。

チ トで定めた計画を変更する必要がある場合には、すみやかに当社に通知していただきます。

リ この料金その他の供給条件の適用を開始した後1年間はこの料金その他の供給条件の適用を継続していただきます。また、この料金その他の供給条件の適用を終了した後1年間はこの料金その他の供給条件を適用いたしません。

(6) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において、契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達するときは、契約者の指定する発電バラシググループ（(5)において、契約者が希望される場合を除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

イ 発電量調整供給に係る料金は、18（料金）(2)にかかわらず、18（料金）(2)に定める料金およびロにより算定されるインバランスリスク料といたします。

ロ インバランスリスク料は、特例発電バラシググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

ハ インバランスリスク料について必要となるその他の事項については、発電量調整受電計画差対応余剰電力料金に準じて次の各項によるものといたします。

- (イ) 28（料金の算定期間）
- (ロ) 32（料金の算定）
- (ハ) 33（支払義務の発生および支払期日）
- (ニ) 34（料金その他の支払方法）

(6) 契約者が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備から特定契約に係る電気を受電する場合、当該バイオマス発電設備に係る発電量調整受電電力量は、次のとおりといたします。

イ 特例発電バラシググループに係る発電量調整受電電力量は、当該バイオマス発電設備の受電地点で30分ごとに計量された電力量に、当該バイオマス発電設備のバイオマス比率（発電により得られる電気の量に占めるバイオマスを変換して得られる電気の量の割合をいい、特定契約の料金の算定期間ごとに算定される値といたします。）を乗じてえた値とし、30分ごとに算定いたします。

ロ 契約者は、当該バイオマス発電設備の受電地点において他の特例発電バラシググループに係る発電量調整供給契約等と同一計量する場合は、イの電力量の仕訳に係る順位を、37（託送供給等の実施）(3)へに準じて電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

ハ イのバイオマス比率は、算定後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。この場合、当社は、必要に応じて、バイオマス比率の算定根拠に関する文書を契約者から提出していただきます。

ニ 特例発電バラシググループと同一計量する発電バラシググループに係る発電量調整受電電力量は、当該バイオマス発電設備の受電地点で計量された30分ごとの電力量からイおよびロにより算定された特例発電バラシググループに係る30分ごとの発電量調整受電電力量を差し引いた値にもとづき、本則に準じて算定いたします。

(6) その他の事項については、発電契約者の場合に準ずるものといたします。

(7) 契約者が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備から**契約者が締結する**特定契約に係る電気を受電する場合、当該バイオマス発電設備に係る発電量調整受電電力量は、次のとおりといたします。

イ 特例発電バラシググループに係る発電量調整受電電力量は、当該バイオマス発電設備の受電地点で30分ごとに計量された電力量に、当該バイオマス発電設備のバイオマス比率（発電により得られる電気の量に占めるバイオマスを変換して得られる電気の量の割合をいい、特定契約の料金の算定期間ごとに算定される値といたします。）を乗じてえた値とし、30分ごとに算定いたします。

ロ 契約者は、当該バイオマス発電設備の受電地点において他の特例発電バラシググループに係る発電量調整供給契約等と同一計量する場合は、イの電力量の仕訳に係る順位を、37（託送供給等の実施）(3)へに準じて電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

ハ イのバイオマス比率は、算定後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。この場合、当社は、必要に応じて、バイオマス比率の算定根拠に関する文書を契約者から提出していただきます。

ニ 特例発電バラシググループと同一計量する発電バラシググループに係る発電量調整受電電力量は、当該バイオマス発電設備の受電地点で計量された30分ごとの電力量からイおよびロにより算定された特例発電バラシググループに係る30分ごとの発電量調整受電電力量を差し引いた値にもとづき、本則に準じて算定いたします。

(8) その他の事項については、発電契約者の場合に準ずるものといたします。